

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月18日

【会社名】 株式会社北洋銀行
(旧会社名 株式会社札幌北洋ホールディングス)

【英訳名】 North Pacific Bank, Ltd.
(旧英訳名 Sapporo Hokuyo Holdings, Inc.)

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 石井 純二

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 札幌市中央区大通西3丁目7番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

(注) 株式会社札幌北洋ホールディングスは、平成24年10月1日付で、株式会社北洋銀行を存続会社とする吸収合併方式で、解散により消滅しております。従いまして、本確認書は株式会社札幌北洋ホールディングスに代わり、存続会社である株式会社北洋銀行が提出しております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行代表取締役頭取 石井純二は、当行（旧会社名 株式会社札幌北洋ホールディングス）の第12期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)の四半期報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。